

# 第1部 ひろがる県民参加の環

## 第1章 環境問題の動向

### 1. 産業公害の時代

本県においては、昭和30年代以降の急激な工業化と都市化の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化、開発による身近な自然の改変、良好な自然景観や貴重な動植物の消失などといった問題が生じました。

このため、昭和30年代後半から公害防止条例の制定、公害防止協定の締結、公害防止計画の策定や法律による規制などの公害防止対策、また、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開した結果、二酸化硫黄による大気汚染、工場排水による水質汚濁など産業公害の解決や自然環境保護に大きな成果を上げてきました。

### 2. 都市・生活型環境問題へ

特定の事業者や工場等に原因する公害は各種法律の施行に伴い克服される一方、自動車排出ガスによる都市部の幹線道路沿道の大気汚染、一般家庭などの汚水に起因する都市河川、印旛沼・手賀沼の汚濁や廃棄物問題、身近な生活空間からの自然の減少など、都市・生活型のライフスタイルに起因する環境問題が新たな課題となってきました。

このような問題に対処するため、開発事業等において環境保全への適正な配慮を確保するための環境影響評価制度の導入、合併処理浄化槽の設置補助などの支援措置の実施、環境学習や県民の環境保全活動の促進などの多方面からの環境保全施策を展開しています。

### 3. 新たな環境問題の顕在化

このような中で、科学的な知見の集積によりオゾン層の破壊や地球温暖化などに代表される地球規模での環境問題の因果関係が明らかになるとともに、化学物質により人の健康や生態系に悪影響をおよぼすおそれが生じています。

これらの問題は、現在の我々だけではなく次世代の人類を含めた生物すべての生存に関わる問題であり、社会経済システムを見直し環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に向けた取組を進めていくことが求められています。

### 4. 環境新時代と環境基本計画の策定

県では、4年度から「環境新時代」を掲げ、全国に先駆けて①環境政策のあり方や、大規模開発事業の計画段階で環境保全のあり方について提言を受けるための「千葉県環境会議」の設置（4年6月）、②県民の環境保全に配慮した行動規範となる「千葉県環境憲章」の制定（5年2月）、③県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量化・再資源化を推進するための「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置（6年11月）などの施策を講じるとともに、7年3月には、環境の保全に係る基本理念を定め、環境施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「千葉県環境基本条例」を、また、従来の千葉県公害防止条例を引き継ぎ、大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するための規制措置や生活環境に係る県の施策を規定した「千葉県環境保全条例」を制定しました。

また、8年2月には、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を策定するとともに、8年8月には、環境ビジョンの理念を踏まえ「健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承」を基本目標にした「千葉県環境基本計画」を策定しました。

## 5. 持続可能な社会形成に向けて

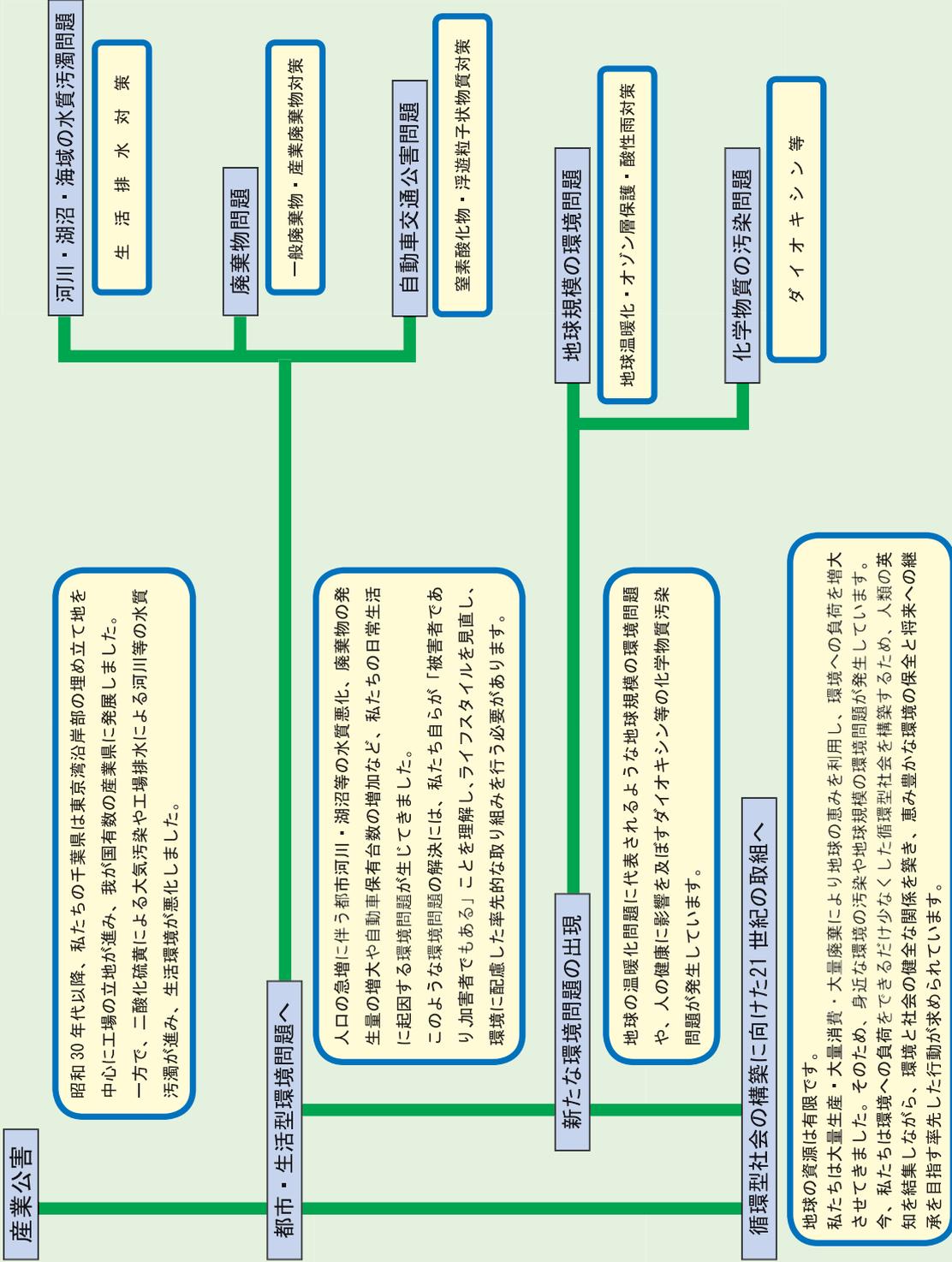
健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承に向け、温室効果ガスの削減を目標とする「地球温暖化防止計画」（12年12月）、ふるさとの環境を再生する「ちば環境再生計画」及び「ちば環境再生基金」（14年2月）、廃棄物の発生抑制及び再使用・再資源化等の廃棄物対策推進の指針となる「廃棄物処理計画」（14年3月）、循環型社会の構築の実現に向けた「資源循環型社会づくり計画」（14年10月）等を策定するとともに、産業廃棄物の不適正処理を防止する「廃棄物の処理の適正化等に関する条例」（14年3月）、身近な自然である里山を守る「里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（15年3月）を制定するなど持続可能な社会形成に向けて、総合的な取り組みを進めています。

## 第2章 本県の最近の取組

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくために、私たちは持続可能な社会の実現に向け、循環型社会の形成に向けた計画や技術開発を通じ、社会経済システムを変えていく取組を始めましたが、環境問題を自分たち一人ひとりの問題として捉え、自らのライフスタイルや事業活動を環境という視点から見つめ直し、環境への負荷を最小限にするよう努力を払っていく必要があります。

県では、このような取組がひろがっていくよう、県民・NPO等との協働の場の拡充、エコマインドの醸成、草の根活動を推進する人づくりなど、県民参加に向けた取組を進めています。

# 環境問題の動向



生活排水で汚れた水路



廃棄物の不法投棄



自動車排出ガスによる大気環境の悪化



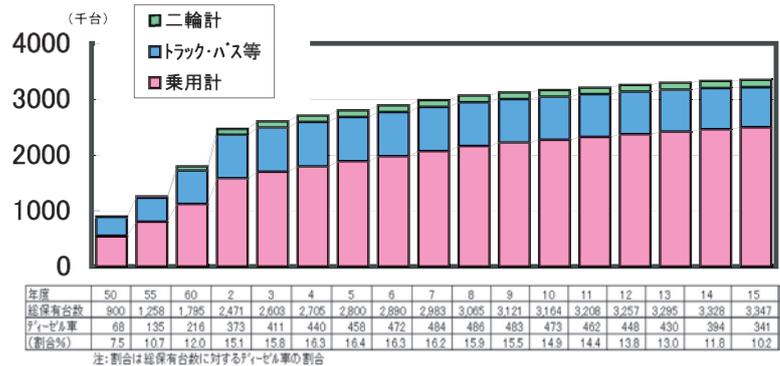
宇宙から見た地球、この地球に異変が起きています

## 【空では…】

### 〔道路沿道の大気汚染〕

県内の自動車保有台数は15年度末に約335万台と増加傾向にあり、そのうちディーゼル自動車は34万台と約10%を占めています。自動車の増加に伴い自動車排出ガスによる大気汚染が問題となっていますが、特にディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支ぜん息など人の健康への影響が懸念されています。

### 自動車保有台数の推移



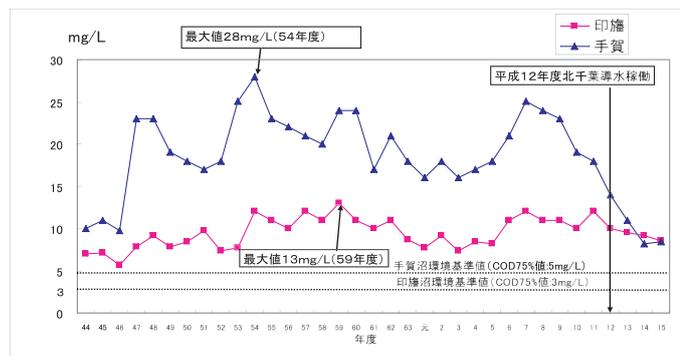
## 【水では…】

### 〔印旛沼・手賀沼の水質汚濁〕

手賀沼は、下水道整備等の浄化対策の推進や北千葉導水事業の浄化用水の注入により、水質は大幅に改善され、13年度には27年連続の全国湖沼水質ワースト1から脱却することができました。しかし、渇水時などに導水が滞ると植物プランクトンが増殖してCODの上昇が見られます。印旛沼についても、下水道整備などの各種浄化対策を進めていますが、水質はほぼ横ばいで推移しており、15年度は湖沼水質全国ワースト5位、水道水源となっている湖沼ではワースト1位となっています。また、両湖沼とも環境基準は未達成の状況が続いています。



手賀沼の風景



## 〔森林の減少・里山の荒廃〕

### 荒廃が進む里山



二酸化炭素の吸収源、環境教育の場、木材の供給源、山地災害の防止、水源のかん養等の多面的機能を有する森林は、毎年減少し続け、この30年間に約2万ヘクタールが消失しました。また、多くの野生生物を育む里山は、生活様式の変化、農林業活動の停滞等から放置され、タケ、ササ等の侵入により荒廃するケースが増加しています。さらに、県内各地で、生態系を攪乱し、農林水産業に被害を与えたり、人の生命・身体にとって危険となることがある外来種の生息生育が確認されています。



印旛沼流域で繁殖が確認されたカミツキガメとその卵

## 〔産業廃棄物の不法投棄〕

首都圏にあって交通の便が良く、谷間や土砂採取場跡地が多く存在するため、不法投棄され易い環境にあります。

組織的大規模な不法投棄は影をひそめ、件数の伸びは収まってはいますが、小規模捨て逃げ型の不法投棄が多発しています。

### 産業廃棄物の不法投棄現場



木くずチップの不適正保管による火災現場



硫酸ピッチ入りドラム缶の不法投棄現場